

## ■ 4条1項11号

不服 2025-007263

### <本願商標>

# 牡丹商店

第35類「建築材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、金属製間仕切り壁・金属製折畳み式扉・金属製柵・金属製フェンス・金属製立て看板の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、建築用資材の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、支保工及びその構成部品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、金属製杭の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、プラスチック製止水板の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、土工機械用バケットの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、金属製室外機用カバーの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

※補正後の指定役務

### <結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

### <原査定理由>

ぼたん  
**牡丹**

引用商標：

第35類「建築材料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供他」

### <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「牡丹商店」の文字を横書きしてなるところ、当該文字は、同じ書体、同じ大きさ、同じ間隔をもって、外観上まとまりよく一体に表されており、その構成全体から生じる「ボタンショウテン」の称呼も無理なく一連に称呼し得るものである。

また、本願商標の構成中の「牡丹」の文字は、「ボタン科の落葉低木」を、「商店」の文字は、「商品を販売する店」を意味する語であるところ（いずれも「広辞苑第七版」株式会社岩波書店）、本願商標の上記のとおりの一体的な構成においては、構成文字全体として、「牡丹商店」という固有の商店の名称を表してなるとの印象を与えるものといえる。

そうすると、本願商標の上記構成、称呼及び觀念においては、本願商標が、殊更、「商店」の文字部分を捨象し、「牡丹」の文字部分のみをもって取引に資されるものと認ることはできず、本願商標に接する取引者、需要者は、本願商標を一体不可分のものと認識、理解するとみるのが自然である。

したがって、本願商標の構成中の「牡丹」の文字部分を分離抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するものとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

### 弁理士コメント

本願商標「牡丹商店」は、構成文字全体として固有の商店の名称を表してなるとの印象を与えるものであって、本願商標に接する取引者、需要者は、本願商標を一体不可分のものと認識、理解するとみるのが自然であるから、引用商標「ぼたんへ牡丹」とは非類似の商標であると判断されました。

本願商標「牡丹商店」が、「牡丹」と「商店」の語を結合させた構成からなることには、異論はないでしょう。そして、後者の「商店」は、「商品を販売する店」を意味する語であり、これが店名などに慣用的に付されているものであることについても、誰もが理解するところでしょう。

原査定では、この「商店」の語には識別力が認められず、本願商標「牡丹商店」の要部は「牡丹」の部分であるとした上で、本願商標が引用商標「ぼたんへ牡丹」に類似すると判断されたものと考えられます。一方、審決では、本願商標は構成文字全体として固有の商店の名称を表してなるとの印象を与えるものであるから、一体不可分の商標と認識、理解すべきであり、両商標は非類似と判断された次第です。

論法としては、以前にご紹介した、「**カイ日本語スクール**」と「**KAI**」が非類似とされた審決(不服 2024-002139)、「**毎日塾**」と「**毎日**」が非類似とされた審決(不服 2024-003624)、「**クララクリニック**」と「**くらら**」が非類似とされた審決(不服 2023-011440)などと近いと言えるでしょう。

ただ、本事件は第35類の小売等役務を指定役務にしていることから、「商店」の語はかなり記述的であると思われ、(審決では否定されていますが)当業界において、「○○商店」からなる名称のお店が「○○」と略されて呼ばれるケースも、少なくはないように思います。

なお、近年の審決の中には、「**男着物の加藤商店**」に識別力が認められなかった事件(不服 2024-014670)や「**らあ麺 飯田商店**」に識別力が認められなかった事件(不服 2022-016965)があります。

本審決のような事例があっても、商標調査等においては、やはり基本的に「商店」の語には識別力が認められないものとして、先行商標との類似性を検討すべきでしょう。

(弁理士 永露 祥生)  
<2026年1月10日>